

大阪市

子育てサポートアプリ・クーポン運用業務委託

落札者決定基準

令和8年3月

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課

1. 基本的な考え方

落札者の決定は、応札者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札評価会議において、学識経験を有する者（以下「評価委員」という。）の意見を聴くものとする。

(1) 提案内容の評価

資料5「提案書記載依頼事項」に基づき、提案内容の評価し、各評価委員の技術評価の平均を「技術評価点」として与える。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき計算した点数を「価格評価点」として与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（「総合評価点」）が最も高い者を落札者とする。「技術評価点」と「価格評価点」の比率については、7対3とする。応札者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする。

※点数については、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目を四捨五入する。

【図表 1 - 1 総合評価点の計算式】

総合評価点 ----- (1000 点満点)	=	技術評価点 ----- (700 点満点)	+	価格評価点 ----- (300 点満点)
------------------------------	---	-----------------------------	---	-----------------------------

(4) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」、「技術評価点」が同じ場合
「技術評価点」における大項目の配点の高い上位3項目の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「技術評価点」における大項目の配点の高い上位3項目の合計点と同じ場合
「入札価格」が低い者を落札者とする。なお、「入札価格」まで同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

2. 提案内容の評価（技術評価点）

技術評価点は資料2 - 3「提案書記載依頼事項」の項目に基づいて算出する。

(1) 評価の考え方

- ア 項目の評価は、次のA～Eの5段階の基礎評価点を採点する。
- イ 基礎評価点に項目ごとの重要度に応じた項目加重比率を掛けて、各項目の評価点とする。
項目加重比率は資料5「提案書記載依頼事項」に記載のとおり。

【図表2-2 基礎評価点の評価方法】

項番	評価	基礎評価点	評価の考え方
1	A	5点	Bに加え、さらに有用性が高い効果（比較優位性）があると判断できる、または本市にとって有用性の高い追加提案がある
2	B	4点	Cに加え、提案内容が本市にとって一定以上の有用性の高い効果（比較優位性）がある
3	C	3点	仕様書を満たし、根拠をもって具体的に記載されている
4	D	2点	仕様書を満たすが、具体性が乏しいなど、実現性に課題がある
5	E	1点	仕様書を満たしておらず、実現性に課題がある

(2) 大分類の設定と加点項目の配点

加点項目について、次のとおり大分類を設定し、配点する。

【図表2-3 大分類と配点】

項番	大分類	配点
1	本事業に対する理解及び取り組み方針	30点
2	本事業の目標指標への対応方針	60点
3	本業務要件にかかる実現方法	390点
4	セキュリティ・個人情報保護にかかる対策	70点
5	実施体制・実績	150点
	合計	700点

3. 入札価格の評価（価格評価点）

「価格評価点」は入札価格に基づき、次のとおり算定する。

なお、入札者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は落札者とししない。また、提案書の評価についても行わない。

$$\text{価格評価点} = 300 \text{ 点} \times (1 - \text{入札金額} / \text{予定価格})$$

4. その他失格事由

- (1) 評価委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の応募者と提案内容またはその意思について相談を行うこと。
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (4) その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。